

注 文 書

- 1 契 約 番 号 2025000339
- 2 件 名 特定建築物及び特定建築設備等点検業務（岩出山分院）
- 3 履 行 場 所 宮城県大崎市岩出山字下川原町 8 4 番地 2 9
- 4 履 行 期 限 令和8年3月24日まで
- 5 別 添 書 類
 - （1）仕様書
 - （2）参考明細書
 - （3）図面
- 6 担 当 課 経営管理部岩出山分院管理課

特定建築物及び特定建築設備等点検業務（岩出山分院）仕様書

1 業務の目的

本業務は、建築基準法（以下、「法」という。）第12条第2項及び第4項に基づき、特定建築物（敷地及び構造等）及び特定建築設備等に関して、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を行い「公共建築物の安全確保の徹底」を期すことを目的とする

2 業務の名称

特定建築物及び特定建築設備等点検業務（岩出山分院）

3 履行期限

令和8年3月24日

4 点検対象建築物

（1）所在地：大崎市民病院岩出山分院（宮城県大崎市岩出山字下川原町84番地29）

（2）対象建築物

ア 建築物区分：病院，平成23年度竣工

イ 構造：病院本体，鉄筋コンクリート構造，地上2階建，塔屋1階

ウ 建築面積：2,491.53 m²

エ 延面積：3,670.58 m²

（3）図面：別紙のとおり

5 定期調査内容

（1）建築物の点検

建築物の敷地及び構造等に関して次の項目について点検を行う。

点検箇所	点検項目
敷地及び地盤	地盤，敷地，敷地内の通路，堀，擁壁
建築物の外部	基礎，土台，外壁（躯体，外装仕上材，窓サッシ等）
屋上及び屋根	屋上面，屋上周り，屋根，機器及び工作物
建築物の内部	防火区画，壁の室内に面する部分，床，天井，防火設備，照明器具，懸垂物，居室の採光及び換気
避難施設等	通路，廊下，出入口，バルコニー，階段，排煙設備

（2）建築設備の点検

平成20年国交告第285号（最終改正：令和5年国交第207号）により各建築設備に関して次の項目について点検を行う。

点検部位	点検項目
換気設備	居室及び調理室等の自然換気設備，機械換気設備
排煙設備	排煙口，排煙機，排煙風道，防火ダンパー取付状況
非常用照明設備	点灯状況，照度測定

6 特記事項

(1) 適用基準

本業務は、本仕様書に定める事項を除き、「特定建築物定期調査業務基準（２０２５年改訂版）」（国土交通省住宅局建築指導課著者，日本建築防災協会発行）に準拠するものとし、本仕様書に定めのない事項については都度，発注者と協議の上決定するものとする。

(2) 管理技術者及び点検実施者

ア 本業務の管理技術者は，建築士法（昭和２５年法律第２０２号）に定める一級建築士又は二級建築士の資格を有し，入札参加者と直接的な雇用関係にある者とする。

イ 特定建築物の点検実施者は，建築士法（昭和２５年法律第２０２号）に定める一級建築士若しくは二級建築士の資格又は建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）に定める建築物調査員の資格を有する者とする。

ウ 特定建築設備等の点検実施者は，建築士法（昭和２５年法律第２０２号）に定める一級建築士若しくは二級建築士の資格又は建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）に定める建築設備等検査員の資格を有する者とする。

エ 管理技術者は，点検実施者を兼ねることができる。

7 提出書類及び成果品

(1) 提出書類

種類	区分	様式・規格	部数
業務着手時	着手届及び業務工程表	任意様式（Ａ４）	１部
	管理技術者及び点検実施者選任通知書	任意様式（Ａ４）	１部
	管理技術者及び点検実施者選任に係る資格免状等	該当する資格証又は免許証の写し	１部
	管理技術者の点検業務に関する実務経験が確認できる書類	※配置予定の技術者に関する調書 ※経歴書	各１部
	管理技術者と受注者との直接的な雇用関係が確認できる書類	受注者との直接的な雇用関係が確認できる書類（健康保険証等）	１部
業務完了時	業務完了届	任意様式（Ａ４）	１部

※１ 大崎市民病院ホームページの「入札契約」からダウンロードすること。

(2) 成果品

種類	区分	様式・規格	部数
建築物	定期調査報告書	第三十六号の二様式（Ａ４）	２部
	定期調査報告概要書	第三十六号の三様式（Ａ４）	
	調査結果表	別記（Ａ４）	
	調査結果図	別添１様式（Ａ３）	
	関係写真	別添２様式（Ａ４）	
建築設備	定期検査報告書	第三十六号の六様式（Ａ４）	２部
	定期検査報告概要書	第三十六号の七様式（Ａ４）	
	検査結果表及び別表 （対象に応じ必要なもの）	別記及び別表（Ａ４）	

	関係写真	別添（A 4）	
--	------	---------	--

※ 各様式は宮城県土木部建築宅地課ホームページの「建築基準法に係る定期報告関係建築物省エネ法に係る申請書様式」よりダウンロードすること。

8 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

9 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、既存設備又は他の物品等に損害を及ぼさないよう注意し、万一損害を与えた場合は直ちに発注者に報告するとともに、その指示に従い受注者の責において修復するものとする。
- (2) 点検に工具、計測機器等の機材が必要となった場合、受注者の責において準備するものとする。
- (3) 受注者は、業務が完了したときは速やかにその旨を発注者に給付完了通知書等で通知すること。
- (4) 受注者は建築物及び建築設備定期調査業務終了後、業務の完了を確認するための検査に合格した後に請求書を発注者へ提出すること。発注者は受注者からの正当な請求を受けてから30日以内に業務委託料の支払を行うものとする。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項について疑義が生じた場合は、都度発注者と協議の上善処すること。

特定建築物及び特定建築設備等点検業務（岩出山分院）【内訳書】

	名称	適用					
			数量	単位	単価	金額	備考
	基本経費						
A	直接人件費						
1	特定建築物及び特定建築設備等点検業務						
	現地調査			人工			
	調査まとめ			人工			
	調査報告図作成			人工			
	調査報告書作成			人工			
		小計（A）					
B	特別経費（特別調査費）						
	換気設備風量調査			式			
	非常照明照度調査			式			
	防火戸調査						
		小計（B）					
C	諸経費		1.00	式			
D	技術料等経費		1.00	式			
		合計（A+B+C+D）					
		改め					
		消費税相当額					
		合計					